



## 第6章 計画の推進



## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

男女共同参画を総合的に推進していく観点から、計画を主管する男女共同参画センターのみならず、広く庁内において関係各課が連携する必要があります。

庁内における推進体制の整備を図るため積極的な働きかけを行うとともに、関係各課の連絡会議等による連携の強化に取り組みます。

また、市民や各種関係団体等の理解や協力のもと、男女共同参画社会の実現に向けた主体的な活動や家庭内における取組が広く市民に周知されるとともに、その取組が広がっていくよう、積極的な情報発信を行っていきます。

さらに、国や県、近隣市町村等の動向を見据えながら情報収集や情報交換を行い、相互の連携・協力を図っていきます。

### 2. 計画の進行管理

本計画の進行状況を的確に把握し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するために、市民の代表者で構成される「雲仙市男女共同参画懇話会」において各施策の進行状況を協議していただきながら、計画の進行管理を行っていきます。

また、庁内の関係各課の代表者で構成される「雲仙市男女共同参画庁内推進会議」において、年度ごとの管理指標の進捗状況を評価し、計画の推進に努めていきます。